

第4回あの日を忘れない ～3.18鹿屋初空襲によせて～

鹿屋市が78年前の3月18日に初めて空襲に見舞われ大きな被害が出たという歴史から、改めて平和について考えるイベント

- 日時 3月18日(土) 13:30～15:45
- 場所 市中央公民館
- 内容 講演会、鹿屋平和学習ガイドによる花岡地区の空襲や米軍の金浜海岸(高須町)上陸についての報告会及び意見交換
- 演題 「第五航空艦隊司令部壕が残っていることの意味—今の世界をみて思うこと—」
- 講師 安藤 広道 氏(慶應義塾大学教授)

☎市ふるさとPR課 ☎0994-31-1121

ものまねファクトリー in 鹿屋

お笑い芸人の原口あきまさ、ホリ、JPによる爆笑ものまねライブ

- 日時 3月18日(土) 16:00～
- 場所 市文化会館
- 入場料(全席指定) 4,000円
- ※当日券 500円増
- ※未就学児入場不可
- 販売所 市文化会館、リナシティかのや3階売店
- ※市文化会館ホームページから電子チケット購入可

☎市文化会館 ☎0994-44-5115

3B体操のつどいinおすすめ

3B(ポール・ベル・ベルター)を利用した、誰でもできる体操を通じて、体を動かす心地よさや楽しさを体感できるイベント

- 日時 3月21日(火・祝) 13:00～15:30
- 場所 串良平和アリーナ
- 参加料 無料
- ※当日参加可能



☎市民スポーツ課 ☎0994-31-1139

腎臓病リスク軽減に 取り組みましょう



腎臓病の早期発見と予防のため、毎年3月第2木曜日が「世界腎臓デー」と定められています。

慢性腎臓病(CKD)は、日本人成人の8人に1人が患っているとされており、人工透析が必要な腎不全や脳卒中・心筋梗塞などの発症リスクも高くなる病気です。

●慢性腎臓病リスク軽減のための取り組み

- たんぱく質や塩分をとり過ぎないようにしましょう
- 運動習慣を身に付けましょう
- 禁煙に努めましょう



▲日本高血圧学会ホームページ

☎市健康保険課 ☎0994-35-1014

危険ドラッグ・シンナー等 に手を出してはいけません

3月11日(土)～4月10日(月)は「危険ドラッグ・シンナー等乱用防止強調月間」です。

危険ドラッグを乱用すると、おう吐・けいれん・意識消失などが起き、死に至ることもあります。また、精神へ影響を及ぼし、自分の意志で乱用をやめることができなくなる可能性もあります。とても危険な薬物なので、好奇心などから安易に手を出しては絶対にいけません。

家庭、学校、地域などそれぞれの立場で危険ドラッグ等の薬物乱用防止に努めましょう。



☎鹿屋保健所 ☎0994-52-2113

「だれどこカルタ」で楽しく うそ電話詐欺対策をしてみませんか

家族内で詐欺についての会話を増やし、詐欺被害を減らしたいとの思いから「だれどこカルタ」を鹿児島大学研究室が開発しました。次のホームページ等から無料で遊ぶことができますので、家族で詐欺被害について遊びながら学んでみましょう。



▲研究室ホームページ



▲アップストア App Store



▲Google Play

☎鹿児島大学教育学部 ☎099-285-7909

公共下水道整備に伴う供用 開始区域の縦覧ができます

市では、地域ごとに公共下水道の整備を行っています。下水道法第9条の規定により、令和4年度の整備済対象地域の土地を縦覧することができます。

なお、公共下水道工事が終了した地域に居住している土地所有者等には、翌年度から受益者負担金が賦課されます。該当する土地所有者等には、4月に土地所有等申告書を送付するとともに受益者負担金等の説明会の開催を予定しています。

- 縦覧期間 3月17日(金)～31日(金)
- 縦覧場所 市役所分庁舎2階市下水道課(寿2丁目)

☎市下水道課 ☎0994-31-1133

農地の売買等に係る許可 基準が変更されます

農地等を効率的に利用するために売買・贈与・賃借等を行うには、農地法第3条の許可が必要です。

4月1日から「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が施行され、耕作放棄地の解消や多様な就農を後押しすることを目的に今後の地域農業のあり方を見直すことになりました。

3月1日以降に申請する農地法第3条許可申請は新しい許可基準が適用されますので、申請の際はご注意ください。

●2月28日までの申請

旧農地法第3条申請に係る許可基準

- ①申請する農地を含め、所有する全ての農地を効率的に利用して耕作を行うことが認められていること
- ②譲受人やその家族が常時農作業に従事すること
- ③法人の場合は、農地所有適格法人の要件(農地法第3条第2項第2号)を満たすこと
- ④今回の申請地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積(4,000㎡)以上であること
- ⑤申請農地周辺の農地利用に影響を与えないこと

●3月1日以降の申請

農地法第3条に係る許可基準

- ①申請する農地を含め、所有する全ての農地を効率的に利用して耕作を行うことが認められていること
- ②譲受人やその家族が常時農作業に従事すること
- ③法人の場合は、農地所有適格法人の要件(農地法第3条第2項第2号)を満たすこと
- ④今回の申請地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積(4,000㎡)以上であること
- ④申請農地周辺の農地利用に影響を与えないこと

☎市農業委員会事務局 ☎0994-31-1131

令和4年度発行の未使用おむつ 助成券は交換手続きが必要です

「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業(おむつ助成券)」の助成対象期間は発行から1年間ですが、年度をまたぐ場合は交換(申請)が必要です。

- 交換(申請)受付開始日 4月3日(月)
- 交換対象 令和4年度発行の未使用のおむつ助成券 ※有効期限が令和5年3月31日(金)までのもの
- 申請場所 子育て支援課、各総合支所
- 必要なもの 母子手帳、印鑑、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)、未使用のおむつ助成券

☎子育て支援課 ☎0994-31-1134

ひとりで悩まず、家族だけで 抱え込まず、相談してください

3月は「自殺対策強化月間」です。あなたを支える相談窓口が多数ありますので、ご相談ください。

- こころの健康相談統一ダイヤル ☎0570-064-556(全国统一) ※電話を掛けた所在地の公的な相談機関につながります。
- よりそいホットライン(無料) ☎0120-279-338(24時間対応) ※一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者に対する総合的な相談も受け付けています。



▲厚生労働省 SNS相談案内

- SNS相談案内 LINE・チャットで相談ができます。

●支援情報検索サイト

電話、メール、SNSなど様々な方法の相談窓口を紹介しています。



▲支援情報検索サイト

●こころの体温計

インターネットで無料のストレスチェックができます。

※使用料は無料、別途通信料が発生



▲こころの体温計

●毎月20日は「こころの健康相談日」です

○受付時間=9:30～11:30、13:00～14:30

○相談場所=市保健相談センター

※20日が休日(土・日曜日、祝日)の場合は休日明けの平日

※相談は予約制

☎市保健相談センター ☎0994-41-2110